



2024年10月17日

各 位

会 社 名 株式会社フジ
代 表 社 名 代表取締役社長 山口 普
コード番号 8278 東証プライム市場
問 合 せ 先 取締役上席執行役員
企画・開発担当 豊田 靖彦
(TEL 082-535-8516)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の改定を決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、その基本方針を以下のとおり定める。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、地域社会とのより良い関係を構築し、社会的責任及び企業倫理を果たすため、グループの基本的な考え方や日常行動の判断基準となる「イオンの基本理念」及び「イオングループ未来ビジョン」並びに当社グループの「経営理念」「行動指針」を全ての行動の基本とする。
- 内部統制システムを適切に整備し、有効に機能させるため、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制に係る基本方針の審議・立案、有効性の確認、並びにコンプライアンス、リスク管理及びJ-SOX法対応に係る基本方針・施策の決定、運用状況の確認等を行い、その結果を定期的に取り締役に報告する。
全社的な法令・規程遵守を図るため、内部統制委員会のもとにコンプライアンス部会を設置し、コンプライアンスに係る体制整備・運用状況の確認、課題認識、改善策等について審議し、その結果を定期的に取り締役に報告する。
- 代表取締役社長の直轄部署である内部統制室が、業務の適正性及び有効性の観点から業務執行状況に対する内部監査を定期的実施し、その監査結果を定期的に取り締役員会及び取締役会に報告する。
- 法令や企業倫理に違反する行為の未然防止及び早期発見を目的に、内部通報窓口として社内

に「フジコンプライアンスホットライン」及び外部の弁護士に委託する社外の通報窓口を設置するとともに、イオングループの内部通報制度「イオンコンプライアンスホットライン」に参加する。

相談内容に対しては関連部署が調査を行い、違反若しくは問題が確認された場合は、是正及び再発防止策を講じる。なお、通報者に対しては、プライバシーを保護するとともに、不利益な取扱いを行わない。

- (5) 代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティに関する基本方針、環境目標についての審議・策定、目標に対する進捗管理等を行い、その結果を定期的に取り締役に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- (1) 取締役がその職務を執行するに当たり必要とされる文書（株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他取締役の職務執行に係る決済伺い書等）を文書化（電磁的記録含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに「文書規程」その他の社内規程の定めにより、適切に保存管理する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制委員会のもとにリスク管理部会を設置し、リスク管理規程に基づいたリスクアセスメントを実施し、全社的な重要リスクへの対策を講じるとともに、事業リスクごとの危機管理マニュアルを策定する等、想定しうるリスクに対する方針・対策を審議・周知し、その結果を定期的に内部統制委員会に報告する。
- (2) 当社は、大規模災害等不測の事態を想定した事業継続基本計画を策定し、定期的な訓練を通じて、その内容を周知徹底することで、人命の安全を最優先に被害を最小限に抑え、地域のインフラとして速やかな事業再開を図る。
- (3) 内部統制委員会のもとにJ-SOX法部会を設置し、内部統制報告制度に従って財務報告に係る内部統制に関する重要方針・体制整備について審議し、その結果を定期的に内部統制委員会に報告する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期で月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に係る重要事項について審議し決定する。
- (2) 執行役員会は、代表取締役及び執行役員並びに常勤監査役で構成され、取締役会より委任された業務執行に係る重要な事項を審議・決定することで、取締役会の監督機能強化及び業務執行の効率化を図る。
- (3) 取締役会及び執行役員会での決定に基づく業務執行については、「職務責任権限規程」、「職務権限基準表」等に則り、取締役、執行役員及び使用人に権限を委譲し、効率的かつ適正、有効に業務執行が行われる体制を構築する。

5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役による競業取引及び当社と取締役との間の利益相反取引については、取締役会の承認を得てから実施する。
- (2) 親会社であるイオン株式会社及びその子会社と取引を行う場合は、「関連当事者取引管理規程」に則り、市場価格に基づいた適正な条件により取引を行い、年1回関連当事先各社との年間取引実績の増減率等の報告を取締役にを行い、取引の合理性及び取引条件の妥当性を精査する。また、取締役会の諮問機関として、独立役員のみで構成する特別委員会を設け、組織再編に関する事項や、親会社及びその子会社との重要な取引につき、当社の企業価値向上の観点から当該取引の公正性及び合理性の審議を行い、その議事については取締役会に答申する。また取締役会での審議の際には特別利害関係人を除外したうえで決議し、手続の公正性を確保する。
- (3) 親会社であるイオン株式会社の内部監査部門の監査を定期的に受け入れ、その結果報告を受け、適宜、コンプライアンス体制の整備を行う。
- (4) 子会社の経営の適正性及び有効性を図るため、関係会社管理部を設置し、「関係会社管理規程」に則り、子会社を管理する体制を構築する。
- (5) 当社は、子会社の取締役等の業務執行の適正性及び有効性を確保と監視のため、適切な人材を役員（取締役、監査役、及びその両方）として派遣する。
- (6) 子会社に対して当社の内部統制室による内部監査を定期的実施し、各社の内部統制状況を把握・評価し、代表取締役社長及び常勤監査役に報告する。また、その監査結果を定期的に取り締役に報告する。

6. 監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合の使用人に関する事項・使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその業務を補助すべき使用人を求めたときは、補助業務にあたる者を監査役会と協議のうえ、人選し配置する。当該使用人は監査役の指揮命令に従い業務を行う。
- (2) 監査役の補助業務にあたる使用人の選定・異動等の人事に関する事項については、事前に監査役会又は常勤監査役の同意を得ることとし、その人事考課は常勤監査役が行う。また、当該使用人の懲戒手続きを開始する場合には、監査役会又は常勤監査役の同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人は、経営、事業及び財務の状況、並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況を、監査役が出席するに取締役会、若しくは内部統制委員会にて報告する。
- (2) 当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人は、以下に定める事項について、発見次第速やかに当社の監査役（会）に対し報告する。
 - ①当社及び子会社の業務、財産に重大な影響及び損害を及ぼす恐れがある事実
 - ②当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が、法令又は定款に違反その他コンプライアンス上の問題で、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実。
 - ③会社の信用を著しく低下させたもの、又はその恐れのあるもの当社及び子会社は、これらの報告をした者に対し、これを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役会及び常勤取締役の求めに応じ、監査役（会）と定期的な会合を持ち、

対処すべき課題や監査上の重要課題について意見交換を行う。

- (2) 内部統制室は、内部監査の内容について適時に監査役と打合わせる等して監査役会と緊密に連携を図り、効率的な監査役監査に資するように協調して監査業務を進める。
- (3) 監査役は、会計監査人又は社外取締役とも情報交換し、緊密に連携を図る。
- (4) 監査役は、取締役会の他、執行役員会、その他重要会議・委員会にも出席するとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

9. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求を受けたときは、社内の規定に則り速やかに当該費用の支給を行うものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、万一それらの勢力による不当請求があった場合には、個人的対応は行わず、民事及び刑事の法的対応を含め弁護士等の外部専門家や捜査機関等と緊密な連携を構築し、組織的対応を行う。
- (2) 「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき、取引先が反社会的勢力との関りがいかを調査し、反社会的勢力の排除を徹底する。

以 上